

国民年金保険料の追納制度（後払い）について

国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除・納付猶予や学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に、あとから納めること（追納）ができます。ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は、追納できません。

追納（後払い）した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになり、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納（後払い）する場合は、お近くの年金事務所、または市役所国保年金課年金係でお申し込みください。



◆追納（後払い）する国民年金保険料の額

令和6年3月31日までに追納（後払い）する場合の保険料額は下の表のとおりです。

※保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆追納（後払い）できる期間

追納（後払い）が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間に限られています。

例) 令和 5年4月分…令和15年4月末まで
平成25年8月分…令和 5年8月末まで

【月額】

	全額免除 (納付猶予・学生納付特例)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成25年度の月分	15,220円	11,420円	7,610円	3,810円
平成26年度の月分	15,370円	11,530円	7,680円	3,840円
平成27年度の月分	15,700円	11,770円	7,840円	3,930円
平成28年度の月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
平成29年度の月分	16,570円	12,430円	8,280円	4,140円
平成30年度の月分	16,410円	12,300円	8,200円	4,100円
令和 元年度の月分	16,460円	12,350円	8,220円	4,110円
令和 2年度の月分	16,570円	12,420円	8,290円	4,140円
令和 3年度の月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円
令和 4年度の月分	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円

※令和3年度と令和4年度の月分には加算額はありません

年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

◆日時 9月21日（木）

10:00～11:30、13:00～15:00

◆場所 市役所5階会議室

◆申し込み 田辺年金事務所 お客様相談室

☎0739-24-0432 ※電話予約が必要です。
(相談日の1か月前から予約を受付しています。)

